

夫婦でマイクロ法人を設立するメリット・デメリット | 節税効果はある？

夫婦でマイクロ法人を設立することには、税金や社会保険料の節約、将来の事業拡大への備えなど、多くのメリットが存在します。一方で、設立や維持にかかる費用、手続きの煩雑さ、税制変更のリスクといったデメリットも考慮する必要があります。この記事では、夫婦でマイクロ法人を設立する際のメリット・デメリットや、法人化を検討すべきかどうかの判断基準について詳しく解説します。

h2:マイクロ法人とは

マイクロ法人とは、一般的に従業員が代表者一人、あるいは家族のみで構成される小規模な会社を指し、法律で明確に定義された用語ではなく俗称です。個人事業主やフリーランスが、税金や社会保険料の負担を減らす目的で設立するケースが多く、事業拡大を主な目的としない点が特徴です。複数の事業や収入源を持つ場合に、マイクロ法人を設立することで節税などのメリットを享受できることがあります。特に個人事業主とマイクロ法人を併用する「二刀流」と呼ばれるスキームは、法人と個人事業主双方のメリットを享受できるとして注目されています。

h3:法人化と個人事業主の違い

法人化(法人成り)とは、個人事業の形態を法人という組織に変更することです。個人事業主と法人では、働き方に大きな違いはありませんが、起業する際の手続きや税制面で違いがあります。個人事業主は税務署に開業届を提出するだけで始められますが、法人は法人登記や定款作成などの手続きが必要です。また、個人事業主の所得には所得税が課されますが、法人の所得には法人税が課され、税率の仕組みが異なります。所得が大きい場合は、個人事業主よりも法人の方が税負担を軽減できる可能性があります。

h3:夫婦でマイクロ法人を設立する場合の特徴

夫婦でマイクロ法人を設立する場合、夫婦の2人、あるいは家族のみで会社を構成するのが一般的です。夫婦のどちらかが代表となり、もう一方が役員や従業員となるケースが多いです。夫婦で個人事業を営んでいる場合や、一方が個人事業主でもう一方が専業主婦(夫)やパートタイマーの場合に、マイクロ法人を設立することで税金や社会保険料の負担を軽減できる可能性があります。例えば、個人事業の他に小さな事業を夫婦で立ち上げ、その事業をマイクロ法人として設立するといった方法が考えられます。

h2:夫婦でマイクロ法人を設立するメリット

夫婦でマイクロ法人を設立することには、税金や社会保険料の負担軽減、家族への給与支払い、将来の事業拡大への備えなど、様々なメリットがあります。これらのメリットを最大限に活用することで、家計全体の経済的なゆとりを増やせる可能性があります。

h3:節税効果がある

夫婦でマイクロ法人を設立する大きなメリットの一つは、節税効果が期待できることです。個人事業主の場合、所得が増えるにつれて所得税率が高くなる超過累進課税が適用されます。一方、法人税は比例税率であり、一定の所得を超えると法人税の方が税率が低くなる場合があります。この税率の違いを利用して、所得を個人と法人に分散させることで、全体の税負担を軽減できる可能性があります。また、法人になることで経費として計上できる範囲が広がるため、課税所得を抑えることにもつながります。

h3:配偶者への給与を支払うことができる

夫婦でマイクロ法人を設立すると、配偶者に対して給与(役員報酬や従業員としての給与)を支払うことができます。個人事業主の場合、家族に支払った給与は原則として経費になりませんが、法人から支払われる役員報酬や従業員への給与は会社の経費として計上できます。これにより、夫婦間での所得分散が可能となり、世帯全体での所得税や住民税の負担を軽減できることがあります。特に、これまで専業主婦(夫)だった配偶者に適切な額の給与を支払うことで、さらなる節税効果が期待できます。

h3:社会保険料を節約できる

夫婦でマイクロ法人を設立する大きなメリットとして、社会保険料の節約が挙げられます。個人事業主が加入する国民健康保険や国民年金は、所得に応じて保険料が決まり、扶養家族の人数も保険料に影響することがあります。一方、法人の役員や従業員として社会保険(健康保険・厚生年金)に加入する場合、保険料は原則として給与額に基づき計算され、扶養家族がいても保険料は増えません。特に、これまで個人事業主として国民健康保険や国民年金の保険料を負担していた配偶者が、マイクロ法人の社会保険の扶養に入る、または役員報酬を低く設定して社会保険に加入することで、社会保険料の負担を大幅に軽減できる可能性があります。

h3:将来の事業拡大に備えられる

夫婦でマイクロ法人を設立することは、将来的な事業拡大を見据えた場合にもメリットがあります。法人化することで、個人事業主と比較して社会的な信用度が高まります。これにより、金融機関からの融資を受けやすくなったり、法人との取引を条件とする企業との契約が可能になったりするなど、事業の幅を広げやすくなることが考えられます。また、法人化によって赤字を最長10年間繰り越すことが可能になるため、将来大きな投資をする際に発生する可能性のある損失を、その後の利益と相殺して税負担を軽減できるというメリットもあります。

h2:夫婦でマイクロ法人を設立するデメリット

夫婦でマイクロ法人を設立することには多くのメリットがありますが、一方でいくつかのデメリットも存在します。これらのデメリットを事前に理解し、対策を検討することが重要です。

h3:設立・維持費用がかかる

夫婦でマイクロ法人を設立する場合、個人事業の開業とは異なり、設立に際して費用が発生します。株式会社として設立する場合は登録免許税や定款認証手数料などで20万円以上、合同会社として設立する場合は登録免許税などで6万円程度が必要です。また、設立後も法人住民税の均等割が赤字でも最低年間7万円程度かかるほか、社会保険料の会社負担分、税理士に依頼する場合の顧問料など、維持にも一定の費用がかかります。これらの設立費用やランニングコストが、マイクロ法人設立によって得られる節税効果や社会保険料の削減額を上回る可能性も考慮する必要があります。

h3:法人化による手続き画像化する

法人化すると、個人事業主と比較して手続きが複雑になります。設立時には定款作成や登記申請などの手続きが必要であり、専門知識が求められる場面もあります。設立後も、税務申告や社会保険の手続きなど、個人事業主よりも事務作業の負担が増加します。特に、法人と個人の両方で事業を行う「二刀流」の場合、それぞれの経理処理や確定申告が必要となり、事務作業はさらに煩雑になります。これらの手続きを自身で行う場合はかなりの時間と労力がかかり、本業に支障が出る可能性も考えられます。専門家である税理士などに代行を依頼することも可能ですが、その分の費用が発生します。

h3:税制変更や制度変更のリスクがある

マイクロ法人を設立する際のメリットとして期待される税制や社会保険制度は、将来的に変更される可能性があります。例えば、法人税率の変動、社会保険料の算定方法の変更、扶養に関する制度の見直しなどが行われることで、現時点でのメリットが小さくなる、あるいはデメリットが生じることも考えられます。税制や社会保険制度は毎年見直されるため、マイクロ法人を設立して節税や社会保険料削減の効果を得られていても、将来にわたってその効果が継続するとは限りません。制度変更のリスクがあることを理解し、常に最新の情報を確認しながら経営判断を行う必要があります。

h2:夫婦でマイクロ法人を選ぶべきかの判断基準

夫婦でマイクロ法人を設立すべきかどうかは、現在の事業の状況や将来の展望、家族構成など、様々な要素を考慮して判断する必要があります。特に、現在の所得額や配偶者の状況は重要な判断基準となります。

h3:個人事業主の場合の判断基準

現在個人事業主として活動している夫婦がマイクロ法人を検討する場合、現在の事業所得の金額が重要な判断基準となります。一般的に、個人事業の所得が高いほど、所得税の累進課税の影響が大きくなるため、法人化による節税メリットが生まれやすくなります。特に、課税所得が800万円を超えるような場合は、法人税率が所得税率を下回り、税負担が軽減される可能性があります。また、夫婦それぞれが個人事業主として一定以上の所得を得ている場合も、マイクロ法人を活用した所得分散によって税負担を軽減できる場合があります。ただし、一時的な所得の増加ではなく、安定して高い所得が見込めるかどうかとも考慮することが重要です。

h3:年間所得が高い場合の判断基準

夫婦の年間所得が高い場合、マイクロ法人の設立を検討する価値は高まります。所得税の税率は所得が高くなるにつれて上昇するため、一定以上の所得がある場合、所得税よりも法人税の方が税率が低くなり、税負担を軽減できる可能性があるためです。特に、個人事業主としての課税所得が800万円を超えるようなケースでは、法人化による節税効果が期待できると言われています。夫婦でマイクロ法人を設立し、所得を適切に分散させることで、世帯全体の手取りを増やすことができるかもしれません。所得分散の具体的なシミュレーションを行い、どの程度の節税効果が見込めるかを確認することが、判断の材料となります。

h3:配偶者が扶養に入っている場合の判断基準

現在、配偶者が所得税や社会保険の扶養に入っている場合、マイクロ法人を設立するメリットが大きくなることがあります。個人事業主の社会保険(国民健康保険・国民年金)は、扶養家族の人数も保険料に影響することがありますが、法人の社会保険では、原則として扶養家族分の保険料負担は発生しません。そのため、配偶者が扶養に入っている個人事業主がマイクロ法人を設立し、自身または配偶者が法人の社会保険に加入することで、社会保険料の負担を軽減できる可能性があります。特に、これまで専業主婦(夫)として国民年金保険料の負担があった配偶者が、マイクロ法人の社会保険の扶養に入ることで、その負担がなくなるというメリットが考えられます。

h2:まとめ

夫婦でマイクロ法人を設立することは、税金や社会保険料の節約、配偶者への給与支払いや社会保険加入によるメリット、そして将来の事業拡大への備えといった多くのメリットが考えられます。特に、個人事業として一定以上の所得がある場合や、配偶者が扶養に入っている場合は、経済的なメリットを享受できる可能性が高いです。しかし、法人の設立や維持には費用がかかり、手続きも個人事業より複雑になります。また、税制や社会保険制度の変更リスクも存在します。夫婦でマイクロ法人を設立すべきかどうかの判断は、これらのメリットとデメリット、そして現在の家計や事業の状況を総合的に考慮して慎重に行うことが重要です。専門家である税理士に相談し、具体的なシミュレーションを行うことをお勧めします。